

ID: 321

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

|   |                    |         |       |
|---|--------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 特別の設備等の承認          |         |       |
| 例規名<br>根拠条項   | 名寄市畜産センター条例 第6条第1項 |         |       |
| 例規番号  | 平成18年条例第171号       |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/>(利用者の義務)<br/>第6条 畜産センターの利用について、特別の設備をし、又は既存の施設に変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 畜産センターの設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、利用者はこれを補修するか、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b><br/>根拠条文に同じ。</p> |                    |         |       |
| 標準処理期間  | 5日                 |         |       |
| 備考  |                    |         |       |
| 設定年月日   | 平成28年8月15日         | 最終変更年月日 | 年 月 日 |